役員に対する報酬等の総額に関する規程

平成２４年５月２２日
第６６回通常総会決定
令和７年６月２０日一部改正

（目　的）
第１条　この規程は、公益社団法人日本道路協会定款第２６条の規定に基づき、役員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬等の総額）
第２条　常勤の理事に対する年間報酬等の総額は、１，５００万円の範囲内とする。
２　外部監事に対する報酬は、理事会及び総会出席の都度に２万円、事業年度の監査業務の都度に３万円とする。

（報酬等の支給基準）
第３条　報酬等の支給の基準については、理事会において別に定める。

（改　正）
第４条　この規程の一部改正は、総会の決議を経て行う。

附　則
１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６号第１項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
２　この規程の一部改正は、令和７年６月２０日から施行する。